

県営境港水産物地方卸売市場の業務継続に向けた行動計画

※下線部分がこのたびの通知により変更した項目

○ワクチン開発などの抜本的な拡大防止策が確定するまで、市場取引に大きな影響が出る可能性が生じた場合を以下のように想定し、各レベルに応じ対策を取る。

レベル1 (未発生期) :	<u>境港、米子、松江のいずれか</u> で過去14日以内に新規の陽性患者が発生していない場合
レベル2 (発生早期) :	<u>境港、米子、松江のいずれかで陽性患者が発生した場合</u>
レベル3 (感染期) :	市場関係者から陽性患者が発生した場合、保健所からの指導を受けた場合

○レベル1 (未発生期) の対策

(1) 予防対策の徹底

国のガイドライン	境港市場の対策
1. 関係者への予防対策の徹底 ① 体温の測定と記録 ② 発熱等の症状がある場合の所属長への連絡と自宅待機 ③ 感染症と疑われる場合等、所属長に連絡し保健所に問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体調不良者(発熱等)、感染又は感染が疑われる者、濃厚接触者の市場区域内立ち入り禁止(市場管理者、卸、仲買、荷揚業者のほか、買出人、運送業者も対象) ・ 市場関係者に、感染又は感染が疑われる者、濃厚接触者が確認された場合の対応フローを周知 ・ 体温の測定と記録の要請
2. 常時不特定多数の者が集まる場所での対策	<p><u>【市場関係者以外の者の入場の制限】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入場者は感染予防策(マスク着用、手指消毒、検温)を行う。(受付の際に、感染予防策の確認を行う。)</u> ・ <u>万一、市場関係者に新型コロナウイルスの感染が確認された際における疫学調査等による感染拡大防止を目的とし、一般見学者を含め、受付にて感染の恐れがないことの確認、連絡先等の記録を行う。</u> ・ <u>一般見学者以外の入場は、受入責任者が同行する。(一般見学者の入場は監視デッキのみ)</u> ・ <u>受入責任者は、見学の際に人と人との距離が確保されているか確認する。</u> <p>※ なお、感染拡大等により、制限を強化することがある。</p>
3. 関係者からの情報収集体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染又は感染が疑われる者、濃厚接触者が確認された場合は勤務先を通じて市場管理(株)に報告する。 ・ 市場からの情報提供は災害復旧BCP連絡体制を活用
4. 手洗い、マスク着用等の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗いとマスク着用の徹底 ・ <u>(使用可能なマスク：使い捨てマスク、布マスク、プラスチック製マスク、フェイスシールド)</u> <p>※ 気温が高い日には、飲食可能エリアにおいてこまめな水分補給を心掛けるとともに、周囲の人との距離が十分にとれる広い場所で適宜マスクを外し休息をとるなど熱中症対策に留意する。</p>
5. 人がよく触れるところのふき取り清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の清掃に加えて水と洗剤を用いてふき取り清掃を実施
6. 換気対策 【境港市場独自の取組】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場取引の時間帯等に、2方向(岸壁側とトラックヤード側)にオーバースライダーを開放し換気する

(2) 業務の継続

国のガイドライン	境港市場の対策
1. 優先的に継続させる業務を選定し必要となる人員、物的資源を把握	○関係各社に市場関係者に感染者発生時の対策の検討を要請 ○市場としての優先業務を選定し対策を検討 (例) 第一優先順位 ・セリ人・市場管理者の安全の確保 ・セリ人・市場管理者はマスク着用、入札時は使い捨ての手袋を使用する。
2. 風評被害の防止 【境港市場独自の取組】	・水産事務所HPへの感染症拡大防止策の公表(随時更新)

○レベル2(発生早期)の対策

レベル1の取組の徹底を再度行う。

○レベル3(感染期)の対策

レベル1、レベル2の取組に加え次の取組を行う。

(1) 予防対策の徹底

国のガイドライン	境港市場の対策
1. 関係者への予防対策の徹底 ①体温の測定と記録 ②発熱等の症状がある場合の所属長への連絡と自宅待機 ② 感染症と疑われる場合等、所属長に連絡し保健所に問い合わせ	・入場時検温の実施 (非接触型体温計を確保し、検温し、関係者の入場可否を判断する)
2. 常時不特定多数の者が集合する場所での対策	・せり参加者の制約 (黒帽による集荷作業を、せり終了後一定時間空け、人の密集を防止する) ・市場取引の方法の制約強化 (この対策は、可能なものから感染者発生に関わらず実施) (入札時にセリ人は使い捨て手袋を使用する、カレイ等で規格が揃っている物は可能な限り入札により取引する等)

(2) 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

国のガイドライン	境港市場の対策
1. 患者が確認された場合、保健所に報告するとともに、関係者に周知	・各社は速やかに保健所、市場管理(株)に報告 ・市場管理(株)は速やかに開設者に報告 ・開設者は速やかに市場関係者に周知する。 ・関係各社は感染者発生時の対応に切り替える
2. 濃厚接触者と確定された関係者の14日間の出勤停止、健康観察	・保健所の指導に従う ・健康観察後異常なければ入場可
3. 濃厚接触者と確定された関係者が発熱、呼吸器症状を呈した場合は保健所に連絡し、行政検査を受検	

(3) 施設設備等の消毒の実施

国のガイドライン	境港市場の対策
1. 保健所の指示に従って感染者が勤務した区域の消毒	・保健所の指導に従い市場管理(株)が実施
2. 緊急の場合は頻繁に手指が触れる個所を中心にアルコールでふき取り等を実施。	・緊急を要する場合は、保健所の指導に先んじて人がよく手を触れる場所のアルコール又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液を用いた拭き取り消毒を実施する。

※ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はない(農林水産省「食品作業事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」より)